

札幌市放課後子どもプランの進捗状況

基本理念

すべての子どもたちが安全で安心して過ごすことができる放課後の居場所づくり

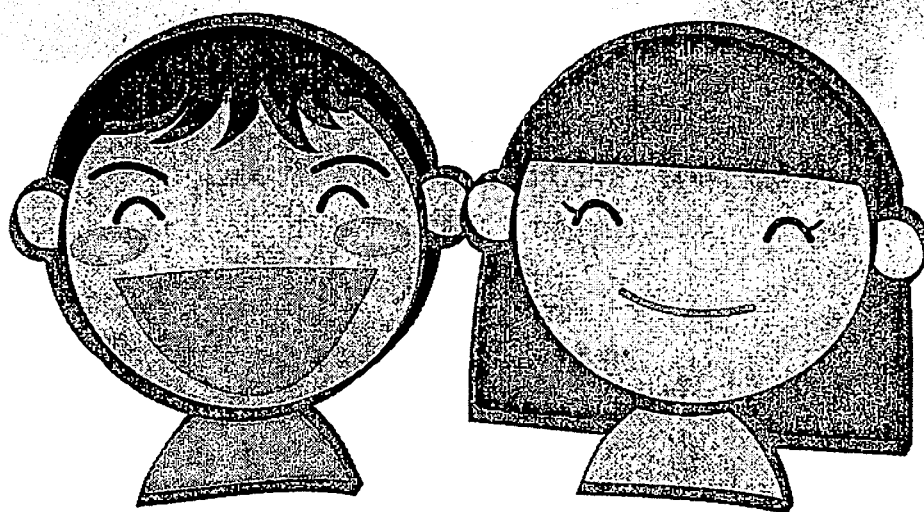
| 基本目標1：小学校区ごとに放課後の居場所を確保する取組 | |
|-----------------------------|--|
| ① 児童会館 | 中・高校生の利用促進 H20-60館 ⇒ H22-103館 (中央区の中島児童会館を除く) |
| ② ミニ児童会館の整備促進 | H21-60館 ⇒ H22-68館 (H22年度末 もみじ台小ミニ閉館で67館) 教育委員会との連携を強化し、整備促進に取り組んでいる |
| ③ モデル事業の実施 | H20 南区 藤の沢小 で事業開始 H21 北海道朝鮮初中高級学校 で事業開始 H22 北区 新川西地区(新川小校区) で事業開始予定 他の校区での実施も引き続き検討 |
| ④ 留守家庭の子どもの 居場所確保 | 児童クラブ H21-154か所 ⇒ H22-159か所 民間児童育成会 H21-52か所 ⇒ H22-51か所 対象学年の拡大(4年生まで)に係る経費の予算要求 |
| ⑤ 地域活動推進事業の活用 | 小規模校における学校・地域連携事業 H21-2か所(茨戸小・石山東小) H22-2か所(上野幌小・石山南小) |
| ⑥ その他の活動の推進 | 児童会館等において、子どもたちが健やかに育むための体験機会を提供する事業について情報発信している。 |

| 基本目標2：児童会館などの事業内容をより良くするための取組 | |
|-------------------------------|--|
| ① 学校・地域との連携強化 | 学校や地域との連携組織 H21-65館 ⇒ H22-68館(H22.12現在) (H22年度末70館の見込) 子ども運営委員会の活動推進 各種交流行事の促進 |
| ② 学習支援の充実 | 各館での学習レシピ・学習図書を活用促進 児童会館の図書に関する調査を行うため、臨時職員を配置 |

(関係分抜粋)

すべての子どもたちが
安全で安心に過ごすことができる
放課後の居場所づくりを進めるために

～札幌市放課後子どもプラン～



平成20年(2008年)8月

札幌市
札幌市教育委員会

1 プランの基本的な考え方

札幌市の総合的な放課後対策は、児童会館及びミニ児童会館において、「児童クラブ」の子どもも一般利用の子どもも分け隔てなく育成することを基本として行われていますが、このことは、国の「放課後子どもプラン」の基本的な考え方である「放課後子ども教室推進事業」と「放課後児童健全育成事業」の一体的実施を既実践しているものです。

さらに、札幌市では、将来的にはすべての小学校区で放課後などの居場所を確保することを目標に、現在は、計画的にミニ児童会館の整備を進めており、このことも、すべての小学校区で実施することを目標としている国の「放課後子どもプラン」の基本的な考え方と同じです。

一方で、札幌市の現状の事業内容と比べ、国のほうが、より充実した取組を考え方として盛り込んでいるところもあります。

これらのことを踏まえ、児童会館及びミニ児童会館での事業を基本として、小学校区を単位とする放課後などの居場所を増やしていくとともに、従来の事業内容の充実を図ることとしています。

2 プランの体系 ～基本理念・基本目標～

「すべての子どもたちが安全で安心に過ごすことができる放課後の居場所づくり」を基本理念とし、2つの基本目標として「小学校区ごとに放課後の居場所を確保する取組」と「児童会館などの事業内容をより良くするための取組」を掲げ、それぞれの目標ごとに「さっぽろ子ども未来プラン」や「第2次札幌新まちづくり計画」にある関連施策や事業などを位置づけ、今後の札幌市における総合的な放課後対策の推進を図ります。

基本理念

「すべての子どもたちが安全で安心に過ごすことができる放課後の居場所づくり」

基本目標1 小学校区ごとに放課後の居場所を確保する取組

- ① 児童会館
- ② ミニ児童会館の整備促進
- ③ モデル事業の実施
- ④ 留守家庭の子どもの居場所確保
- ⑤ 地域活動推進事業の活用
- ⑥ その他の活動の推進

基本目標2 児童会館などの事業内容をより良くするための取組

- ① 学校・地域との連携強化
- ② 学習支援の充実

IV 具体的なプラン内容

1 小学校区ごとに放課後の居場所を確保する取組

① 児童会館

地域の高校生までのすべての子どもたちが、遊びを通して交流を深めることができる児童会館において、引き続き、「児童クラブ」に登録している子どもも一般利用の子どもも分け隔てなく健全育成していきます。

○児童会館数

104 館（うち、児童クラブ開設館数 99 館）

○児童会館の小学校区設置割合（小学校 207 校区）

49. 8%（103 小学校区）

*児童会館を重複して設置している地域が 1 小学校区ある。

● 北郷児童会館の改築 ●

北郷児童会館（白石区）は、近接する北郷小学校の建て替えに併せて、小学校との複合施設として再整備し、学校施設の一部を活用するなど事業内容の充実を図り、平成 21 年春に開館する予定です。

② ミニ児童会館の整備促進

児童会館が利用しづらい地域の小学校で、児童会館と同様、「児童クラブ」に登録している子どもも一般利用の子どもも分け隔てなく健全育成していくため、余裕教室などにミニ児童会館の整備を引き続き進めていきます。

将来的にはすべての小学校区に放課後などの居場所づくりを推進しますが、計画期間中のミニ児童会館の整備に当たっては、児童会館までの距離や小学校の児童数などを勘案し、余裕教室の発生状況を見極めながら、整備が急がれる小学校から優先的に進めていきます。

また、児童会館が地理的に利用しづらく、近くに民間の児童育成会もなく、さらに、小学校の児童数が多いため、ミニ児童会館整備の優先度が高い地域の小学校であっても、余裕教室がない場合があります。そのような小学校には、増築や別棟建設などの整備手法も取り入れていきます。

● 当面のミニ児童会館整備の基本的な考え方（優先順位） ●

小学校区において

- ① 児童会館がない・小学校の児童数が一定程度見込まれる・民間の児童育成会がない
- ② 児童会館がない・小学校の児童数が一定程度見込まれる・民間の児童育成会がある
- ③ 児童会館がない・小学校の児童数が少ない・民間の児童育成会がない
- ④ 児童会館がない・小学校の児童数が少ない・民間の児童育成会がある

地域とする。

*児童数が一定程度見込まれる小学校とは、おおむね 12 学級以上の学校規模の小学校を想定

○ミニ児童会館整備数（計画期間内累計）

平成20年度：6館 ⇒ 平成22年度：19館（すべてで児童クラブを開設）

○ミニ児童会館数

平成20年度（当初）：51館 ⇒ 平成22年度（整備後）：70館（すべてで児童クラブを開設）

○ミニ児童会館整備優先順位①の小学校区数

平成20年度（当初）：11小学校区 ⇒ 平成22年度（整備後）：0小学校区

○ミニ児童会館の小学校区設置割合（小学校104校区：児童会館を設置している小学校区を除く）

平成20年度（当初）：46.2%（48小学校区） ⇒ 平成22年度（整備後）：64.4%（67小学校区）

*児童会館とミニ児童会館を重複して設置している地域が3小学校区ある。

③ モデル事業の実施

児童数が少なく、ミニ児童会館整備の優先順位が低い藤の沢小学校をモデルに、文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」を実施します。

今後、このモデル事業の実施状況を検証した上で、同じようにミニ児童会館整備の優先順位が低い小学校で実施していくかどうか検討していきます。

● モデル事業の概要 ●

○実施目的

放課後などに小学校施設を活用して、子どもが安全で安心に活動できる場の確保を図るとともに、子どもの健全育成を推進するため（児童クラブなどの留守家庭への対応はなし）

○実施場所

藤の沢小学校（札幌市南区石山528）

○利用対象

藤の沢小学校のすべての子ども

○開設日数及び時間

日数：月曜日から土曜日までのうち、年間240日以上の実施を基本

時間：授業があるときは、授業終了時から17時までを基本

○運営

藤の沢小PTAを中心とした地域住民団体

○スタッフ体制

小学校長OBでありミニ児童会館の指導員も経験した地域の方のほか、子育て等に意欲のある地域の方を交代で配置する。

④ 留守家庭の子どもの居場所確保

より身近な地域での居場所を確保し、子どもたちが放課後などを安全で安心して過ごすことができるよう、ミニ児童会館の整備を通して児童クラブの設置を進めます。

また、留守家庭の子どもの居場所の一つとして、民間の児童育成会に対する助成制度を継続します。

○児童会館の児童クラブの数

99 か所

○ミニ児童会館の児童クラブの数

平成 20 年度（当初）：51 か所 ⇒ 平成 22 年度（整備後）：70 か所

○児童クラブの小学校区開設割合（小学校区 207 校区）

平成 20 年度（当初）：71.5%（148 小学校区） ⇒ 平成 22 年度（整備後）：80.7%（167 小学校区）

*児童クラブを重複して設置している地域が 2 小学校区ある。

○民間の児童育成会への助成箇所数

52 か所

⑤ 地域活動推進事業の活用

児童会館や民間の児童育成会がなく、ミニ児童会館の整備やモデル事業の実施が当面困難な小学校区においては、地域活動推進事業である「学校・地域連携事業」や「学校図書館地域開放事業」の活用を図ることで、地域教育力の向上を図るとともに、子どもたちの放課後などの居場所づくりの一つとしての事業展開に配慮します。

○学校・地域連携事業の実施数

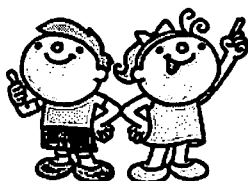
平成 20 年度（当初）：0 か所 ⇒ 平成 22 年度（末）：4 か所

○学校図書館地域開放事業の実施数

4 か所

⑥ その他の活動の推進

「さっぽろ子ども未来プラン」や「第 2 次札幌新まちづくり計画」で位置づけている、次代を担う子どもたちが健やかに育むための体験機会を提供する様々な事業などについて、子どもたちの放課後などの活動が充実する取組の一つとして、各種計画に基づき積極的に推進していきます。



2 児童会館などの事業内容をより良くするための取組

① 学校・地域との連携強化

子どもたちが地域で健やかに育つための居場所づくりを推進するために、児童会館などの施設ごとに地域や学校の関係者等で構成した組織を設置したり、既に設置している組織に加わることで、円滑な情報交換を行い、子どもたちの安全・安心の確保や、子どもと大人の交流などの取組を実施します。

また、子どもたちが自主的に意見を発表する機会を増やすための子ども運営委員会を設置し、子ども自身の地域への愛着や市民自治に関する関心を育む取組を実施します。

○学校や地域との連携組織がある児童会館数

平成20年度：54館 ⇒ 平成22年度：70館

○子ども運営委員会を設置している児童会館及びミニ児童会館数
全館で設置

● 児童会館・学校・地域の連携事例 ●

○地域の環境美化活動の実施

学校、地域、児童会館などで構成するプロジェクトが企画して、地域住民による地域のごみ拾い活動を実施

○アイスク্যানドルの協働製作

学校、地域、児童会館などが連携し、地域に飾るアイスク্যানドルを製作



② 学習支援の充実

自主的に学習したいと思う子どもが、より意欲的に取り組むことができるような環境づくりを進めるほか、児童会館等で実施する活動の一つとして、遊びの要素を取り入れた学びの提供を行うなど、学習の意欲を高めるような取組を実施します。

○学習図書整備

学習したいと思う子どもが利用できる図書を購入し、児童会館などに置くことで、いつでも自発的に学習に取り組むことができるようにします。

平成20年度：各児童会館・ミニ児童会館に図書を配付し、順次活用

○「学習レシピ」の作成

学習の意欲を高めるような遊びの要素を取り入れた学びを提供できるよう、小学校教諭によるプロジェクトにおいて、各教科に着目した遊びの要素を取り入れた指導者向けマニュアル「学習レシピ」を作成し、児童会館などに配付します。

平成20年度：「学習レシピ」を作成・配付し、順次活用